

一般社団法人 日本航空宇宙学会 ISTS 積立資金規程

平成 22 年 09 月 10 日 第 451 回理事会決定

平成 24 年 07 月 13 日 第 471 回理事会改正

(通 則)

第 1 条 この法人の事業を適正かつ厳正に運営するため ISTS（宇宙技術および科学の国際シンポジウム）積立資金（以下、「積立資金」という。）を設ける。

(使 途)

第 2 条 この積立資金は、勘定科目を、その固定資産に設定し、その使途は、社団法人 日本航空宇宙学会が ISTS に関して実施する事業の定款第 4 条第 1 号の実施に限定する。

(構 成)

第 3 条 この積立資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 第 28 回 ISTS 組織委員会より社団法人 日本航空宇宙学会に寄附された財産のうち、理事会において積立資金に繰り入れる事を決議した財産
- ② ISTS 講演会繰越金のうち、理事会で積立資金に繰り入れることを決議した財産
- ③ その他、理事会で積立資金に繰り入れることを決議した財産

(管 理)

第 4 条 この積立資金は、会長が管理・保管する。

(処分)

第 5 条 この積立資金の一部又は全部は、この法人の事業遂行上、止むを得ない事由が生じたときは、理事会において全会一致の決議を経て処分することができる。

(規程の変更)

第 6 条 この規程を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は平成 22 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 24 年 7 月 13 日）から施行する。